

ASBJ(企業会計基準委員会)が「リスク分担型企業年金の会計上の取扱い」に関して公開草案を公表

対象

DB

厚年基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

ポイント

- 企業会計基準委員会から、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」等の公開草案が公表されました※。
- 公開草案で示されたリスク分担型企業年金の会計上の取扱いは以下の通り
 1. 規約で定められた掛金以外に追加拠出義務を負わないリスク分担型企業年金は、会計上「DC」として取扱う(費用は要拠出額とし、負債を計上しない)
 2. 既存の確定給付型制度(確定給付企業年金、退職一時金等)から移行する場合は、制度終了の会計処理を行う
 3. 制度の概要、リスク分担型企業年金に係る退職給付費用、リスク対応掛金の未拠出額及び残存拠出年数を開示する
- 公開草案に対する意見募集の期限は8月2日です。

※ https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/taikyu2016/index.shtml

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

リスク分担型企業年金の会計上の分類

- ✓ 規約で定められた掛金(標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金)以外に追加拠出義務を負わないリスク分担型企業年金は会計上、DCとして取り扱われます。
- ✓ すなわち、要拠出額を費用とし、貸借対照表には負債を計上しない処理となります。
- ✓ なお、将来、制度改正を行った場合には、改正の都度、会計上の分類について判定を行うことが求められます。

制度移行時の会計処理

- ✓ 既存の確定給付型制度(確定給付企業年金、退職一時金等)から、リスク分担型企業年金に移行する場合、「制度終了の会計処理」を行います。
- ✓ 具体的には、過去期間分を含めてDCに移行する場合と同様に、①移行に伴い減少する退職給付債務と年金資産の差額の費用処理、②移行部分に相当する未認識項目(未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用)の費用処理、を行います(例1)。
- ✓ なお、移行時点で年金財政上の特別掛金が存在する場合、特別掛金相当額の総額を未払金に計上し、損益として処理したうえで、①及び②の処理を行います(例2)。未払金は、特別掛金拠出の都度取り崩されます(特別掛金は、拠出時には費用とはなりません)。

<例1:移行時の処理(特別掛金がない場合)>

【会計上の積立状況】

【リスク分担型企業年金移行時点の財政状況】

退職給付に係る負債 20

退職給付に係る負債 20	
↓	
未認識項目 10	退職給付債務 100
年金資産 80	

リスク対応掛金収入現価	財政悪化 リスク相当額
標準掛金収入現価 20	
年金資産 80	給付現価 100

- ① 移行に伴って減少する退職給付債務と年金資産の差額の費用処理
減少する退職給付債務(100)－減少する年金資産(80)＝20(利益)
- ② 移行部分に相当する未認識項目の費用処理
未認識項目の費用処理＝10(損失)

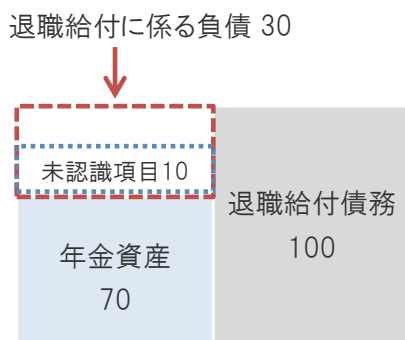
特別利益
①+②＝10

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

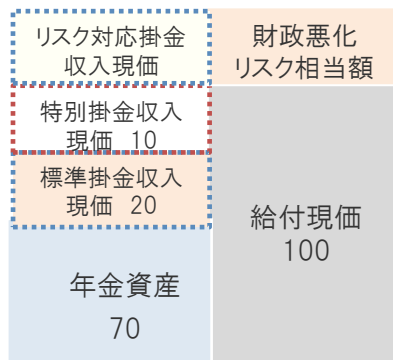
※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。また、本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

<例2:移行時の処理(特別掛金がある場合)>

【会計上の積立状況】



【リスク分担型企業年金移行時点の財政状況】



特別掛金未拠出額(割引前) = 15

★特別掛金未拠出額(割引前)を費用計上

- ① 特別掛金未拠出額の費用処理 = 15(損失)・・・未払金を計上
- ② 移行に伴って減少する退職給付債務と年金資産の差額の費用処理
減少する退職給付債務(100) - 減少する年金資産(70) = 30(利益)
- ③ 移行に相当する未認識項目の費用処理
未認識項目の費用処理 = 10(損失)

特別利益
①+②+③
= 5

情報開示

✓ 注記として以下の3点の開示が求められます

(1) リスク分担型企業年金の概要

例えば次のような内容を記載します

- ① 標準掛金相当額他に、リスク対応掛金相当額があらかじめ規約に定められること
- ② 毎事業年度における財政状態に応じて給付額が増減し、年金財政の均衡が図られること

(2) リスク分担型企業年金に係る退職給付費用の額

(3) 翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。